

(別添)

平成28年 5 月 9 日

平成28年度ジャパンパビリオンの出展参加者応募実施要領

一般社団法人日本木材輸出振興協会

1. 実施目的

農林水産省におかれては、農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円水準とする政府目標の前倒し達成に向けて積極的に取り組まれています。

本事業は、農林水産省の補助事業「平成28年度農林水産物・食品輸出促進対策事業」のうち「輸出に取り組む事業者向け対策事業」の一環として、本年7月8日（金）から7月11日（月）に中国広州市で開催される「第18回中国（広州）国際建築装飾博覧会」（以下、「広州建博会」という。）に「ジャパンパビリオン」を設置し、地域材を利用した製品の効果的な宣伝普及の支援を行うことにより、日本産木材製品の認知度向上、さらに海外におけるジャパン・ブランドの確立に資することを目的としています。

2. 実施内容

(1) 概要

広州建博会に「ジャパンパビリオン」を設置し、地域材製品を輸出する意欲のある出展者と連携し、出展によるPRを主とする広報宣伝活動、セミナーの開催、アンケートの調査等を行うことにより、出展者と連携して上記の実施品目の達成に取り組めます。

(2) 主要内容

ア 出展コンセプト

オープン型「ジャパンパビリオン」の躯体を設置し、その中に各種地域材の製品や宣伝パネル、資料を展示し、地域材の良さや加工技術の高さ、また、日本の木材・木造住宅ならではの安全性、健康性、快適性をアピールします。

イ 出展物

地域材を使用した木材製品

ウ 出展面積

設置するジャパンパビリオンの広さは、243 m² (27小間相当) です。

なお、ジャパンパビリオンは、各出展者に三面が囲まれる標準ブースのような閉鎖的なスペースは提供せず、合同出展の形で出展します。

エ セミナーの開催

中国国内の木材加工、家具製造、建築内外装に携る設計、技術、流通、貿易の者を対象に、日本産林産物の特徴を活かす適正な加工、適確な利用の説明及び地域材製品・技術の紹介を行います。

オ 日本産木材製品のPR

ジャパンパビリオンの出展効果や日本産木材製品の認知度を高めることを図るために、カラー広告・告知企画記事の掲載などによる事前プロモーション活動、出展中にPR用DVDの上映、パンフレットの配布などによる出展中の広報宣伝、体験記事の掲載、情報の提供などによる事後プロモーション活動を行います。

キ アンケート調査の実施

ジャパンパビリオンの来場者を対象とする木材利用ニーズや日本産木材への評価・意見等に関するアンケート調査を行い、その結果を分析し出展者及び輸出に取り組む事業者等に提供します。

3. 募集要項

(1) 出展物の要件

地域材を使用した製品

(2) 応募面積

出展希望者は、出展申込書に出展希望面積を記入して下さい。

ただし、出展参加者の展示位置は出展内容により日本木材輸出振興協会(以下「協会」という。)で決定させていただきます。面積や位置等は必ずしも出展者のご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承下さい。

(3) 出展料

① 本事業で提供するサービス (無料のもの)

- ・ 展示スペースの借料 (基本備品費を含む)
- ・ 展示スペースまでの電気などの工事費
- ・ ジャパンパビリオン全体の装飾費
- ・ 共通の広報宣伝費 (集客のための広報等)
- ・ 通訳 (共通に係るものに限る)
- ・ ジャパンパビリオン用の電気料
- ・ 現地展示会場管理者による展示運営管理費

- ② 本事業で提供しないサービス（出展者自己負担のもの）
上記①以外の経費であり、その主要なものは以下のとおりです。
- ・ 出展物やパンフレット類の輸送に要する経費
 - ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）
 - ・ 出展物の配置・展示・運営の経費、並びに出展物及び自社スペースに持ち込む出展者所有物に係る盗難等の保険料
 - ・ その他、出展者の都合により発生する個別経費

4. 応募資格等

地域材を使用した製品を製造あるいは販売等を行っており、かつ輸出意欲のある事業者及びその団体、地方公共団体等であって、会期の全日程を通じて出展者がパビリオンに広報宣伝活動及び成果等の報告を行うことが条件となります。

5. 応募申請

出展希望者は、別紙の様式1「出展申込書」、様式2「特別装飾等申込書」及び様式3「出展終了後処理連絡書」にご記入のうえ、次に掲げる書類を添えて郵送又は電子メール等により下記期日までに協会にご提出下さい。

ただし、郵送の場合は、「出展申込書」については、郵送と同時に当協会宛てにFax、又はEメールでご送信下さい。

- ① 組織の設立関係を明記した書類（自治体を除く。なお、当協会がこれまで実施した海外出展に参加した実績がある者に限り、この書類の提出は不要。次項②についても同様とします。）
- ② 過去2カ年の主要活動を明記した書類又は組織のパンフレット

なお、応募数が募集小間相当数を大幅に上回る場合は、締切日前でも募集を締め切る場合がありますのでご了承下さい。また、出展物としてふさわしくないと考えられる際には、ご参加をお断りすることがあります。

申込書の提出期限： 平成28年 5 月 25 日（水）正午（必着）

6. 出展参加者の選定と公表

出展参加者の選定は、出展資格を有する者について、応募申請の内容を踏まえ以下の審査事項に基づき公正に審査し、事業の主管機関と協議した上で決定します。決定後には、各応募者に通知するとともに、当協会のホームページ上で公表します。

（審査事項）

- ① 地域材（スギ、ヒノキ、カラマツ等）の輸出促進に資するか。
- ② 中国での市場開拓、輸出拡大が見込まれる品目であるか。

- ③ 中国での市場開拓、輸出拡大のために具体的な考えを有しているか。
- ④ 地域材（スギ、ヒノキ、カラマツ等）の良さをPRできるものであるか。
- ⑤ パビリオンの出品構成がバランスのとれたものとなるか。

7. 出展に係る遵守事項等

(1) 出展物の管理

出展物の管理は、出展者の責任において行うものとします。

(2) 出展物の準備、処理及び期間中の運営

出展者は、協会の指導のもとに、出展物の展示スペースへの搬入、開梱、据付等の準備、会期中の広報宣伝、展示会終了後の出展物の処理を行うものとします。

(3) 展示装飾

展示全体の基本的構成・設計・デザイン、基本装飾（施設、備品など）の企画、施工は、協会が行いますが、出展者の展示物の配置は、出展者が、協会と必要に応じて協議し、各出展者の責任で行うものとします。

なお、組立、据付等で、特別な技術を要するものは、出展者が、協会の同意を得て行うものとします。

また、出展者は、特別装飾が必要な場合は、「特別装飾等申込書」（様式2）に記入し、事前に、協会の承諾を得るものとします。

(4) 出展物の実演

出展者は、展示スペースにおいて、実演することが出来ます。ただし、協会は、会場の条件及び現地安全諸規程等により、実演を禁止又は制限することがあります。

出展物を実演する場合は、「特別装飾等申込書」（様式2）に、記入して下さい。

(5) 映像物・宣伝物

映像物の上映並びに宣伝物（カタログ、見本品等を含む）を配布する場合は、「特別装飾等申込書」（様式2）に記載して下さい。

なお、これらについて、現地側から求められる事前審査を受ける必要がある場合は、その指示に従って下さい。

(6) 出展物の処理

出展者は、予め、出展物の展示終了後の処理方法（売却、寄贈、転送、廃棄など）を出展物ごとに定め、「出展物展示後処理連絡書」（様式3）に記入して提出して下さい。

なお、現地の諸事情により所定の期日までに希望の処理方法で処理できない場合は、協会は、出展者の相談に応じて、出展者とその対応を協議することとします。

(7) 出展中の事故

出展中に発生したすべての事故は、協会と出展者は相互に連絡し合い、その対応を協議するものとします。

(8) 出展結果の報告

出展中及び展示会終了後、出展者は、協会から、出展結果の報告を求められた際は、「出展結果報告書」(別途配布)により、所定期日までに提出するものとします。

(9) アンケート等へのご協力

出展者は、会期前後および会期中に、協会が行うアンケート及びフォローアップ調査(聞き取り調査、アンケート調査等)に協力いただくものとします。

(11) 内容の変更等

行政の方針等により内容が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

(12) 本要領に定めのない事項等の扱い

本応募要領に記載されていない事項が発生した場合、又は、展示会主催者等が新たな事項を定めた場合には、協会はその対応を定めることが出来るものとします。

8. 展示事業の中止、出展の取り消し、出展の解除、係争

(1) 出展事業中止の場合

協会は、次の場合、本出展事業を取りやめ、又は、変更することが出来るものとします。この場合、出展者の損害及び不利益等について、協会は一切その責任を負わないものとします。

- a) 戦争、政情不安、天災、伝染病など、不可抗力により、本展示事業が開催中止等となった場合
- b) 開催期日、方法等の条件等に大きな変更があった場合
- c) その他やむを得ない事由により、協会として本展示事業への出展が不適当もしくは不可能となった場合

(2) 出展の取り消しと出展の解除等

出展者の確定後、出展者の都合で出展の取り消し、もしくは出展物の大幅な変更がある場合、書面をもって事務局に届出を行い、その承認を得るものとします。ただし、出展者の確定後30日以内に限りです。

協会は、出展者が、本要領に遵守することができない場合、出展の取り決めを解除することができるものとします。これによって生ずる損害について、協会は賠償

請求できるものとします。

(3) 係争

本要領に関する係争は、東京地方裁判所が専属管轄を持つものとし、日本国法に準拠して処理するものとします。

9. 応募・照会窓口

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル

一般社団法人日本木材輸出振興協会

電話番号 (03)5844-6275 FAX 番号 (03)3816-5062

担当者： 井上、趙

担当者 E-mail：zhao@j-wood.org

10. その他

広州建博会の概要は、下表のとおり。

主催者	中国対外貿易広州展覽総公司、中国建築裝飾協会
会場	中国輸出入商品交易会展覽館（広州市閱江中路 380 号）、 保利展覽館（広州市新港東路 1000 号）
会期	2016 年 7 月 8 日（金）～ 7 月 11 日（月）
出品物範囲	木材製品、内装品、建具、家具、キッチン用品等
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 展示面積 37 万 m²、出展者 2,600 社、来場者 13 万人（予定）・ 出展者（昨年実績）：2,215 社・ 来場者数（昨年実績）：延べ 135,000 名

注：主催者による開催案内等をもとに作成